

地方税法等の一部改正について

令和 3 年 3 月 3 日
税 務 課

1 法改正の動向

令和 2 年 12 月 21 日に令和 3 年度税制改正の大綱が閣議決定され、このうち地方税については令和 3 年 1 月 29 日に「地方税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されたところである。

2 法改正の主な内容（県税関係）

| 税 目 | 内 容 | 備 考 | |
|---------------|---|-------------------------------|----------------------|
| 自動車税 環境性能割 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 税率区分を構成する燃費基準の要件について、新たな基準（令和 12 年度燃費基準）に基づくものに見直し ○ 現行は非課税となっているクリーンディーゼル車について、2 年間の激変緩和措置を講じた上で、新たな燃費基準に応じた税率区分への適用に見直し ○ 税率を 1 % 軽減する特例措置の適用期限を令和 3 年 12 月 31 日まで 9 か月延長 | | |
| 自動車税 種別割 | <ul style="list-style-type: none"> ○ グリーン化特例について、軽課対象車の重点化等を行った上で、適用期限を令和 5 年 3 月 31 日まで延長 | | 令和 3 年 4 月 1 日 施行 |
| 不動産取得税 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅及び土地に係る税率の特例措置（4 % から 3 % に軽減）の適用期限を令和 6 年 3 月 31 日まで 3 年延長 ○ 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（2 分の 1 に軽減）を令和 6 年 3 月 31 日まで 3 年延長 | | |
| 軽油引取税 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶等の動力源などを用途とする場合の課税免除の特例措置の適用期限を令和 6 年 3 月 31 日まで 3 年延長 | | |
| 個人県民税 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 所得税における住宅ローン控除の特例措置（税額控除の期間：13 年間）の見直しにあわせて、個人県民税の適用期限を令和 17 年度まで延長 | 令和 4 年度分の個人県民税から適用 | |
| 法人事業税 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気事業法の改正により、電気供給業の新たな事業類型として「配電事業」及び「特定卸供給事業」が創設されたことに伴い、課税標準や適用する税率等を規定 | 令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 | |

3 広島県税条例の一部改正

法改正に伴い、広島県税条例の一部を改正・施行する必要があるが、改正法案の国会での成立は令和 3 年 3 月末になる見込みで、その一部は令和 3 年 4 月 1 日から施行することとされている（表の網掛け部分）ことから、時間的余裕がないため、4 月 1 日から施行するものについては、専決処分により条例改正を行う。